

5 土壌汚染

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな汚染問題として、重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等の跡地の再開発や廃棄物処分場跡地等での土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌汚染については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壌の汚染に係る環境基準」が設定されています。

また、土壌汚染対策に関する法制度がないことから、環境省では、平成12年12月から学識経験者からなる「土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」において、土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方について調査・検討を進めてきました。

同検討会では平成13年9月に中間的な取りまとめが行われ、これを受けて、同年10月に環境大臣から中央環境審議会に対して「今後の土壌環境保全対策の在り方について」を諮問し、平成14年1月に同審議会から答申がなされました。

今後この答申を踏まえ、平成14年5月22日通常国会にて「土壌汚染対策法」が成立し（同月29日公布）、平成15年2月15日より施行されました。

(1) 土壌環境基準

平成3年8月、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条（現行、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条）の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壌の汚染に係る環境基準」が告示（平成3年環境庁告示第46号）されました。この告示の中で、汚染環境基準の項目として、カドミウム、シアン等10項目の有害物質が定められました。

さらに、平成5年3月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成6年2月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成13年3月には、ふっ素及びほう素について土壌環境基準が追加されました。

また、平成11年12月、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が告示されました（平成11年環境庁告示第68号）。

(2) 土壌汚染対策

ア 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針

土壌汚染は地下水汚染と密接な関係をもつため、適切な土壌汚染対策は地下水の汚染防止に重要な役割を果たします。土壌汚染から地下水汚染への汚染機構を十分把握しないまま対策を行っても地下水の浄化効果が現れないことから、環境省（当時、環境庁）は、平成6年11月、「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定しました。

その後、浄化技術に関する新たな知見の集積や、地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定等に伴い、当指針の拡充・整備が必要となりました。そのため、環境省は当指針を全面的に改定し、平

成 11 年 1 月、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を策定しました。

この指針は、土壌・地下水汚染に係る調査及び対策について、具体的な技術上の手順等を示したものです。

イ 土壌汚染対策指導要領

本市では事業活動に伴う六価クロム、油及びシアンによる土壌汚染を経験したことを踏まえ、また、工場移転や閉鎖による工場・事業場跡地が市街地の再開発用地として利用される場合が多くなる傾向にあることもあって、これら跡地の有害物質による土壌汚染問題について統一的・効率的な土壌汚染対策の推進を図るため、昭和 63 年 4 月、「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」を策定しました。

その後、「土壌の汚染に係る環境基準」が定められたことや、環境省が指針を示したことから、平成 11 年 4 月、全面的に改定しました。

改定した要領では、概況調査や詳細調査の実施、汚染土壌の処理対策方法、処理対策後の追跡調査等について定め、事業場等に必要な指導を行うこととしています。

ウ 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、有害物質を取扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性の高い土地について、土地利用の変更等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講ずること等を定めています。平成 15 年度は、土壌汚染対策法第 3 条に基づく土壌汚染状況調査の報告が 1 件ありました。

なお、本市では土壌汚染対策法の施行に伴い、同法の周知徹底を図る為、有害物質使用特定施設設置事業所等に対し、平成 14 年度に引き続き平成 15 年度（平成 16 年 3 月）も法説明会を開催しました。

6 有害化学物質による環境汚染への対応

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類削減対策の基本となる「ダイオキシン類対策特別措置法」は平成 11 年 7 月 16 日に公布され、平成 12 年 1 月 15 日から施行されました。同法では、施策の基本となる耐容一日摂取量(TDI)を 4 ピコグラム (TEQ/kg/日) と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制の対象となる特定施設、排出ガス及び排水に係る排出基準及び廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準等が規定されています。また、国が削減計画を策定すること、地方自治体が汚染状態の調査をし、結果を公表すること、排出事業者が排出ガス・排水等の汚染の状態を測定し、報告することが義務づけられています。

本市では、これを受けて、大気、公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質、河川及び海域の底質及び土壌についての環境基準適合状況を調査するとともに、生物（魚類）のダイオキシン類調査も合わせて実施しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、特定施設設置届出書の提出、排出ガス・排水・

燃え殻及びダストの測定（自主測定）の実施を指導しました。また、事業場排出ガス・排出水について検査（行政検査）を実施しました。

この自主測定の結果、排出ガスについて3事業場（3施設）で排出基準を超えていました。これらの事業所に対しては改善の指導を行い、1事業場（1施設）については施設を廃止し、2事業場（2施設）については施設の使用を停止し、排ガス処理施設の改善を行っています。

排出水についての行政検査では、1事業場の1排水口で排出基準に違反していました。この事業場に対し改善の指導を行い、作業方法の変更および流出防止の改善対策を実施しました。

ア 環境基準

ダイオキシン類に関する環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条」に基づき、環境庁告示第68号（平成11年12月27日）及び、環境省告示第46号（平成14年7月22日）で、次のように規定されています。

媒体	基準値
大気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	年間平均値 1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

イ 一般環境の状況

一般環境の状況を把握するため、平成15年度は、大気、水質（海域、河川及び地下水）、底質、生物及び土壌についてダイオキシン類の測定を行いました。

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局4箇所（図5-14）において年4回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準に適合していました。

調査結果は、表5-27のとおりです。

図 5-14 平成 15 年度 一般環境大気中のダイオキシン類調査地点

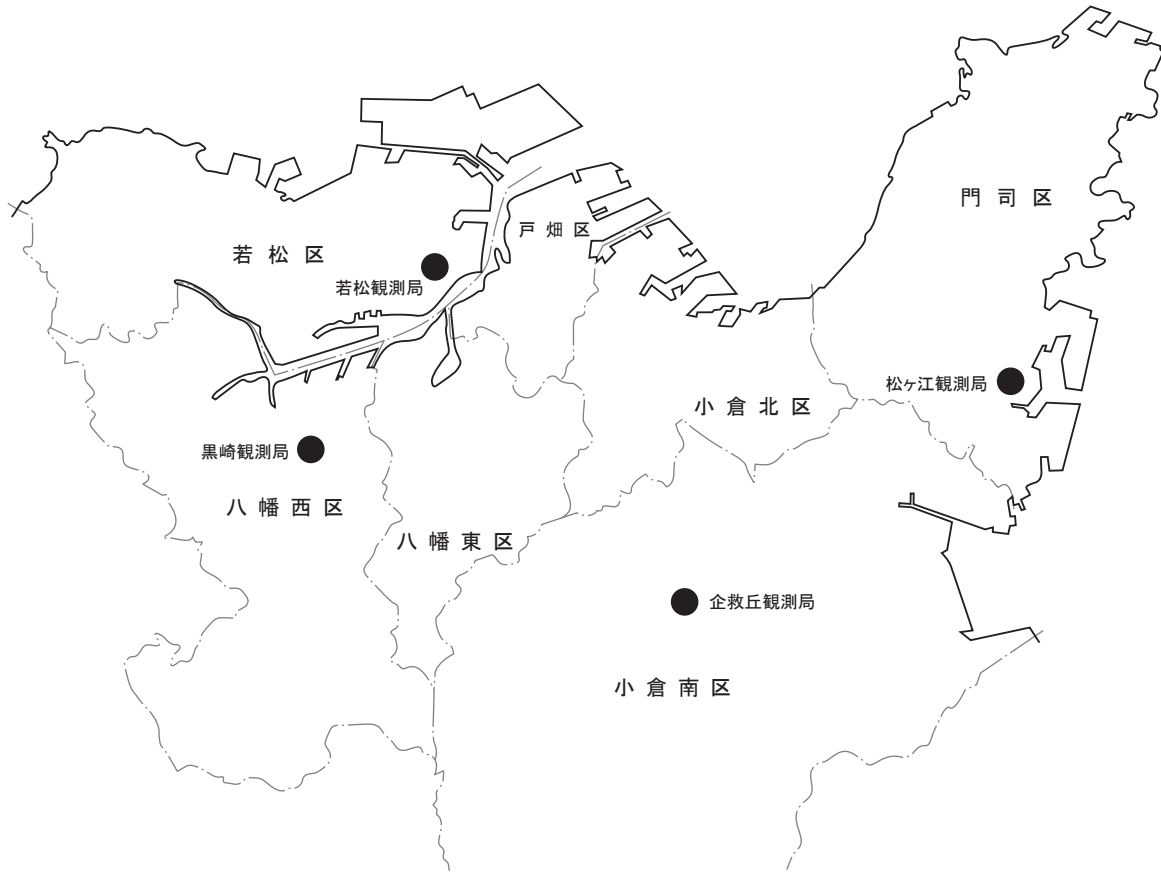


表 5-27 平成 15 年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/m³

調査地点	5月	8月	11月	2月	平均値
門司区(松ヶ江)	0.018	0.022	0.036	0.027	0.026
小倉南区(企救丘)	0.019	0.046	0.039	0.039	0.036
若松区(若松)	0.021	0.067	0.10	0.035	0.056
八幡西区(黒崎)	0.018	0.041	0.081	0.028	0.042

()は、一般環境大気測定局名

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点 5 地点(図 5-15)及び河川最下流の環境基準点 15 地点(図 5-17)、計 20 地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域及び河川とも全地点で環境基準に適合していました。

各観測地点名及び調査結果は、表 5-28 のとおりです。

図 5-15 平成 15 年度 海域における水質・底質・生物中のダイオキシン類調査地点

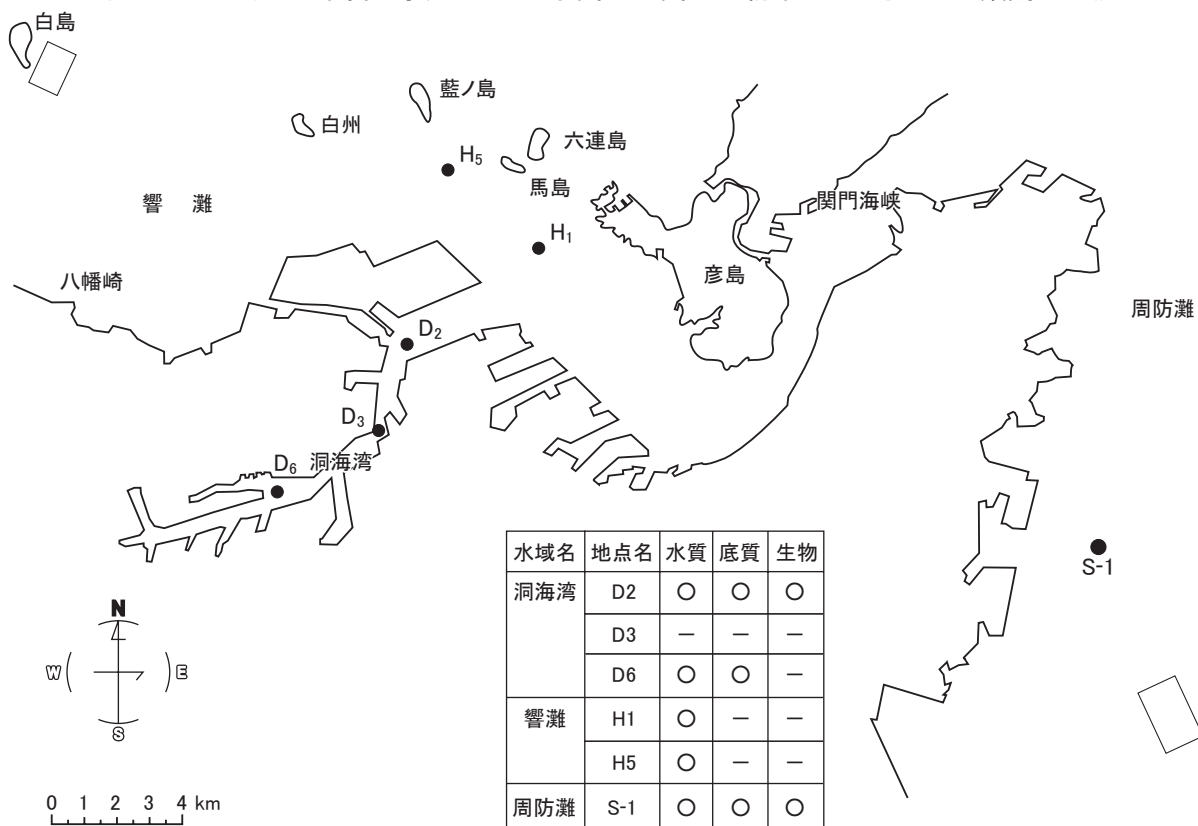


表 5-28 平成 15 年度 海域及び河川のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ / l

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川名	地点名	
海域	洞海湾	D2	0.11*
		D6	0.16**
	響灘	H1	0.092**
		H5	0.076
	周防灘	S-1	0.070
河川	大川	大里橋	0.097
	村中川	村中川橋	0.074
	紫川	勝山橋	0.087
	板櫃川	新港橋	0.21
	撥川	JR引込線横	0.091
	江川	江川橋	0.22
		栄橋	0.30
	割子川	JR鉄橋下	0.28
	新々堀川	本陣橋	0.089
	金手川	洞北橋	0.086
	奥畑川	宮前橋	0.088
	清滝川	暗渠入口	0.20
	相割川	恒見橋	0.15
	竹馬川	新開橋	0.21
	貫川	神田橋	0.098

※は、2日2回測定 of 平均値

(ウ) 地下水

地下水については、市内1地点（図5-16）において年1回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準（1pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。

観測地点名及び調査結果は、表5-29のとおりです。

図5-16 平成15年度 土壌・地下水中のダイオキシン類調査地点

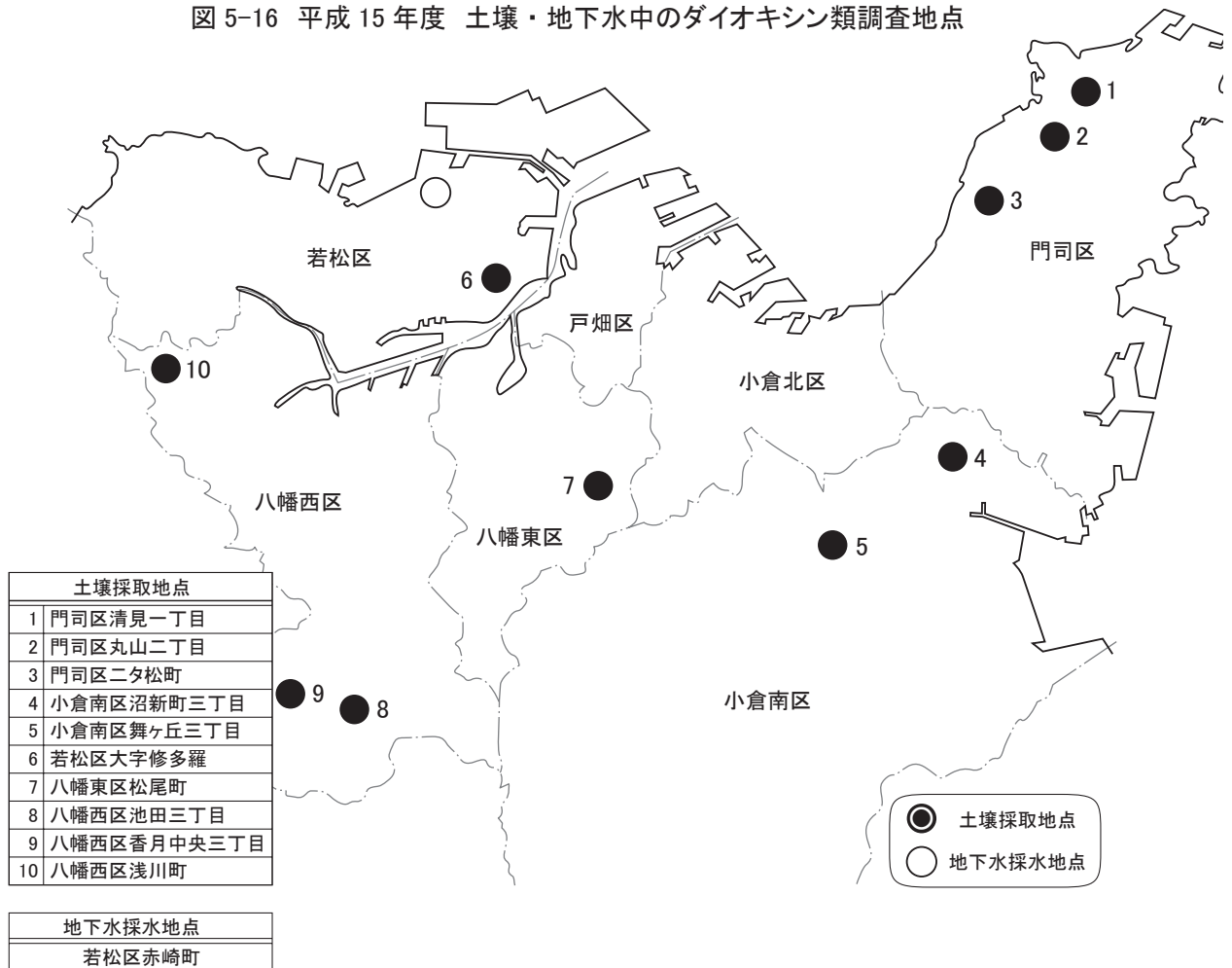


表5-29 平成15年度 地下水のダイオキシン類濃度

単位:pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
若松区赤崎町	0.067

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点3地点（図5-15）及び河川の環境基準点2地点（図5-18）の計5地点において年1回測定を行いました。

各観測地点名及び調査結果は、表5-30のとおりです。

図 5-17 平成 15 年度 河川における水質・底質のダイオキシン類調査地点

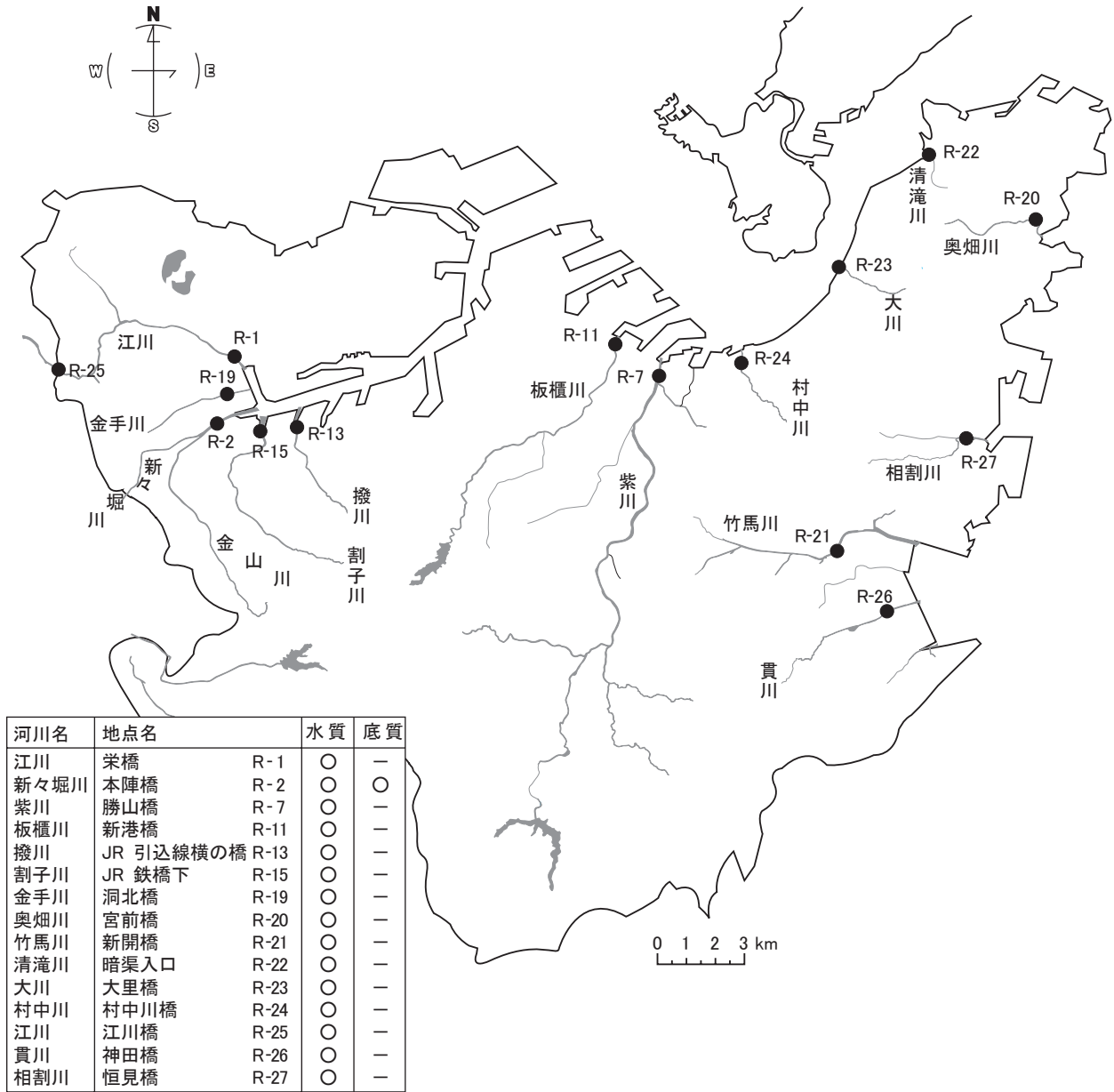


表 5-30 平成 15 年度 底質のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/g・dry

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川名	地点名	
海域	洞海湾	D2	10
		D6	38
	周防灘	S-1	57
河川	新々堀川	本陣橋(R-2)	12

(オ) 生物

生物については、沿岸海域の2地点（図 5-15）で採取された2種を対象に年 1 回測定を行いました。

調査結果は、表 5-31 のとおりです。

表 5-31 平成 15 年度 生物中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査地点	種類	測定値
洞海湾D2	カワハギ	0.075
周防灘S-1	ガザミ	1.4

(カ) 土壌

土壌については、市内 10 地点（図 5-16）において年 1 回測定を行いました。各観測地点の測定結果は、全地点で環境基準（1,000pg-TEQ / g）に適合していました。

各観測地点名及び調査結果は、表 5-32 のとおりです。

表 5-32 平成 15 年度 土壌のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g

調査地点	測定値	
門司区	清見一丁目	1.5
	丸山二丁目	0.00039
	二夕松町	0.014
小倉南区	沼新町三丁目	0.071
	舞ヶ丘三丁目	0.072
若松区	大字修多羅	0.81
八幡東区	松尾町	1.3
八幡西区	池田三丁目	0.00080
	香月中央三丁目	0.013
	浅川町	0.0062

ウ 発生源の状況及び指導

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、水質基準対象施設）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）対象事業場の状況は表 5-33 のとおりです。

表 5-33 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

(平成16年3月31日現在)

	設置名	設置数	
		事業場数	施設数
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	2	3
	製鋼用電気炉	3	3
	アルミ溶解炉	5	5
	廃棄物焼却炉	4t/h	9
2t/h~4t/h		4	5
2t/h		27	35
対象施設 水質基準	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	15	29
	下水道終末処理施設	3	4
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	3	22
合 計		73	126

(イ) 発生源の状況及び指導

a. 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場 3 工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰、排水及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a) 排出ガス

全施設とも排出基準 (1ng-TEQ / m³_N) に適合していました。(表 5-34)

表 5-34 平成 15 年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位: ng-TEQ / m³_N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.430
	2号炉	0.040
日明工場	1号炉	0.065
	2号炉	0.076
	3号炉	0.077
皇后崎工場	1号炉	0.00045
	2号炉	0.011
	3号炉	0.027

b. 焼却灰・ばいじん、排水及び排水処理汚泥

既設（平成12年1月15日以前に設置）の施設（3工場とも）については廃棄物焼却炉に係るばいじん等の規制値はありませんが、判定基準（3ng-TEQ/g）を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

焼却灰については、3工場とも特別管理廃棄物に該当しませんでした。

ばいじんについては、新門司工場及び日明工場のばいじんが特別管理廃棄物に該当していますが、3工場とも全て適正に処理（薬剤による安定化処理）し、最終処分しています。

日明工場及び皇后崎工場は排水処理施設を有しており、その処理水は排水基準（10ng-TEQ/ℓ）に適合しています。（表5-35）

表5-35 平成15年度 焼却工場の焼却灰、ばいじん、排水に含まれるダイオキシン類濃度

焼却工場名	焼却灰 ng-TEQ/g	ばいじん ng-TEQ/g	排水 pg-TEQ/ℓ	排水処理汚泥 ng-TEQ/g
新門司工場	0.025	6.4	排水及び排水処理汚泥なし	
日明工場	0.030	10	0.0055	0.27
皇后崎工場	0.031	1.3	0.00095	0.021

(c) 廃棄物処分の処理水

廃棄物処分場の処理水については、いずれも維持管理基準（10pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。（表5-36）

表5-36 平成15年度 廃棄物処分場の処理水中のダイオキシン類濃度

単位: pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
響灘廃棄物処分場	0.0023
西地区廃棄物処分場	0.014

b. 立入検査

(a) 立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第34条の規定に基づき実施しました。立入検査の実施状況は表5-37のとおりです。

表5-37 平成15年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数	立入検査人員
大気基準適用施設	42	54	85
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む)	22	34	48

(b) 排出ガスの監視測定

8 事業場 8 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定した結果、すべての事業場が現行の排出基準に適合していました。(表 5-38)

表 5-38 平成 15 年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位:ng-TEQ/m³N

施設名		事業場数	最小～最大	排出基準値
廃棄物焼却炉	4t/h以上 既設	4	0.029～0.69	1
	2t/h～4t/h 既設	2	0.024～0.72	5
	2t/h未満 既設	2	0.053～3.8	10

c. 事業場排水の監視測定

4 事業場 5 排水口について測定した結果、1 事業場の 1 排水口で排水基準 (10pg-TEQ/ℓ以下) に違反していました。同事業場に指導を行い、原因となった作業方法の変更、流出防止の改善対策を実施しました。再測定の結果、基準適合を確認しました。その他の事業場排水口では排水基準に適合していました。(表 5-39)

表 5-39 平成 15 年度 事業場排水中のダイオキシン類の測定結果

単位:pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
4	5	0.016～14(0.23)

(注) ()内は違反した事業場の再測定結果

d. 事業者自主測定の結果

(a) 大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象 43 事業場 (68 施設) のうち、休止中の 2 事業場 (5 施設) を除く 41 事業場 (63 施設) からの報告がありました。結果は表 5-40 のとおりです。排出基準に適合していない 3 事業場 (3 施設) について改善の指導を行い、1 事業場 (1 施設) については施設を廃止し、2 事業場 (2 施設) については施設を使用停止し、排ガス処理施設の改善を行っています。(表 5-40)

表 5-40 平成 15 年度 大気基準適用施設の排出ガス中ダイオキシン類濃度

単位:ng-TEQ/m³N

施設名		報告数		最小～最大	基準値	排出基準値に 適合しない施設数	
		事業場数	施設数				
鉄鋼用焼結炉	既設	2	2	0.27～0.38	1	0	
	新設	0	0	—	0.1	0	
製鋼用電気炉	既設	3	3	0.0000067～3.8	5	0	
	新設	0	0	—	0.5	0	
アルミ溶解炉	既設	4	4	0.00048～2.3	5	0	
	新設	1	1	0.073	1	0	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	既設	7	13	0.0000016～0.43	1	0
		新設	1	1	0.00045	0.1	0
	2t/h～4t/h	既設	4	5	0.00045～1.2	5	0
		新設	0	0	—	1	0
	2t/h未満	既設	25	29	0.0000072～24	10	3
		新設	4	5	0.0000059～0.068	5	0

(b) 水質基準対象施設に係る排水

いずれの施設も基準に適合していました。(表 5-41)

表 5-41 平成 15 年度 水質基準対象施設に係る排水水中ダイオキシン類濃度

単位:pg-TEQ/g

施設名	報告数		最小～最大	基準値	基準値に 適合しない排水口数
	事業場数	排水口数			
廃棄物焼却炉の廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設	3	7	0.0086～9.1	10	0
下水道終末処理施設	2	3	0.0013～0.0050	10	0

(c) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

既設（平成 12 年 1 月 15 日以前に設置）の施設については廃棄物焼却炉に係るばいじん等の規制値はありませんが、判定基準（3ng-TEQ/g）を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

平成 15 年度の自主測定の結果から特別管理廃棄物に該当していたのは、7 事業場（8 施設）のばいじん、1 事業場（1 施設）の焼却灰でしたが、全て適正に処理（薬剤による安定化処理等）していることを確認しました。結果は表 5-42 のとおりです。

表 5-42 平成 15 年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度

単位: ng-TEQ/g

施設名	項目	報告数		最小～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (H14.12.1～)
		事業場数	施設数		
廃棄物 焼却炉	ばいじん	26	35	0.00000022 ～ 140	3
	焼却灰	31	41	0 ～ 12	

(d) 小型焼却炉指導

ダイオキシン類対策特別措置法対象規模未満の小型焼却炉については、市の「小型焼却炉に係るダイオキシン類排出抑制指導要綱」に基づき、家庭用、事業用を問わず、小型焼却炉の設置者に対して廃棄物の分別、リサイクルの推進、プラスチック類の焼却の自粛等を求めています。

さらに、平成 14 年 12 月 1 日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による焼却炉の構造基準が厳しくなり、炉内の温度が 800℃以上、定量処理、温度計、助燃装置の設置等の基準に適合しない焼却炉でゴミを燃やすことができなくなりました。

本市では、ゴミの適正処理について、環境情報紙「かえるプレス」を通じて市民に周知啓発を行いました。

エ 分析・検査体制の整備

平成 11 年 7 月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」を受け、本市のダイオキシン類に係わる監視体制を充実させるため、ダイオキシン類分析・検査専用の実験室を、平成 12 年 3 月に環境科学研究所に整備しました。

当実験室は、毒性の強いダイオキシン類から周辺地域の汚染及び分析作業者の暴露を防止するため、ケミカルハザードの機能を有し、また、分析化学の中で最も困難といわれている超微量分析の技術を駆使するダイオキシン類の分析・検査に対応するため、分析妨害物質の除去設備を装備しています。さらに、実験室内には、ダイオキシン類を数十 fg (フェムトグラム: 10^{-15} g) まで検出できる高分解能ガスクロマトグラフ/質量分析計をはじめ、データ処理装置、自動ソックスレー抽出装置及び濃縮装置などを設置しています。

平成 15 年度に環境科学研究所が実施したダイオキシン類に係わる分析・検査は、表 5-43 のとおりであり、のべ検体数は 190 検体でした。

表 5-43 平成 14 年度 ダイオキシン類検査数

検体種類	環境大気	排ガス	環境水	工場排水	土 壤	生物試料	底 質	地下水	合 計
検体数	27	14	30	27	10	2	6	1	117



ダイオキシン類分析室（低濃度試料前処理室）

(2) 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

環境ホルモン（正式名称：外因性内分泌攪乱化学物質）については、国が平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題の環境庁の対応方針について～環境ホルモン戦略計画 SPEED'98～」の中で「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義しています。

また、国ではこれまでに内分泌攪乱作用が疑われる物質の中から優先的に調査すべき物質として約70の化学物質（表5-44に例示）を示し、これらの物質を中心とした大気、水質、水生生物等に係る緊急全国一斉調査を実施しました。さらに、優先してリスク評価に取り組む物質として平成12年度に12物質を決定していましたが、平成13年度は8物質を、平成14年度は24物質（うち16物質は文献調査対象物質）を新たに追加しました。また、平成13年度にリスク評価を行っていた物質の一つであるノニルフェノールについて、我が国の環境中にみられる同物質は、魚類への内分泌攪乱作用を通じ、生態系に影響を及ぼしている可能性があるとしてリスク評価を行い、低減に向けた対策が必要であることが示されました。平成14年度には、リスク評価を行っていた物質の一つである4-オクチルフェノールについて、魚類に対して内分泌攪乱作用を有することが確認されました。

本市においても、環境ホルモン問題は、環境や人の健康に関連が深い非常に重要な問題としてとらえ、国への調査協力に加え、平成10年9月には、学識経験者を中心とした「北九州市における外因性内分泌攪乱化学物質の野生生物に与える影響に関する検討委員会（略称：環境ホルモン北九州委員会）」（小野勇一委員長）を設置し、平成14年度を目途に市独自の調査・研究を行ないました。

検討委員会では、「山田緑地における形態異常カエルに関する調査・研究」、「ドバトを指標とした環境モニタリングシステムの開発・検討」、「環境ホルモンに関する情報の収集・提供」の3つのテーマについて、それぞれ作業部会を設置して市独自の調査研究を行い、以下の3項目について結果が得られました。

● 山田緑地における形態異常カエルに関する調査・研究（カエル作業部会）

【遺伝的学的原因究明】ヤマアカガエルの交配実験の結果から、四肢異常は遺伝によることが明らかになりました。（山田緑地管理委員会カエル専門委員会にて既に公表済み。）

【環境化学的原因究明】環境中の環境ホルモン及びダイオキシン類などの化学物質及び放射能（空間線量）は、測定結果も一般環境と同レベルでした。DDTなどが、土壌から検出されましたが、バイオアッセイ法（生物検定法）を用いて調べた結果、変異原性誘発能が検出されたものの、現在の環境中濃度ではカエルに影響がないことが確認されました。

● **ドバトを指標とした環境モニタリングシステムの開発・検討（ドバト作業部会）**

モニタリングシステムとしては、ドバト巣場でのドバトの画像情報を遠隔地のパソコン上で確認できるとともに、卵の画像情報を画像解析で判断できることを確認し、巣場での実証実験段階にまで至りました。なお、ドバト実態調査、全国アンケート調査、X線撮影検査および形態異常調査等も行ないました。

● **環境ホルモンに関する情報の収集・提供（情報作業部会）**

市政だよりへの環境ホルモン情報の掲載による広報、環境ホルモンパンフレットの発行（2000年及び2002年）、環境ホルモンに関するシンポジウムの開催（2000年及び2002年）等を行ないました。今後も情報収集及び調査を行い、また市民講座や講演を通じて啓発を続けて行きます。

表 5-44 「環境ホルモン」と疑われる主な化学物質とその用途（SPEED'98より）

種別	主な物質名	用途
農薬類	DDT※、エスフェンバレレート、エンドスルファン、カルバリル、ケルセン、シベルメトリン、フェンバレレート、ベルメトリン、マラチオン、メソミルなど	殺虫剤
	ジネブ、ジラム、ベノミル、マンゼブ、マンネブなど	殺菌剤
	アトラジン、アラクロール、シマジン、トリフルラリン、メトリブジン、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸など	除草剤
プラスチック関連	ビスフェノールA*	樹脂の原料
	フタル酸ジ-n-ブチル*、フタル酸ジシクロヘキシル*、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル*など	プラスチックの可塑剤
工業用化学物質	アルキルフェノール類の一部、ノニルフェノール*、4-オクチルフェノール*	界面活性剤等の原料
	トリブチルスズ*、トリフェニルスズ*	船底塗料、漁網の防汚剤（日本での使用禁止）
	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	熱媒体（日本での使用禁止）
	ベンゾフェノン*	医薬品合成原料
非意図的生成物	ダイオキシン類、ベンゾ[a]ピレン	燃焼過程で生成

※ 国が示した優先してリスク評価に取り組むべき物質

(3) PRTR 制度

ア PRTR 制度とは

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれの

ある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ PRTR 法制定の背景

平成4年、国連開発環境会議（地球サミット）で、PRTRの位置付けや背景となる考え方等が示され、PRTRの重要性が認められることとなりました。その後、平成8年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国がPRTR制度を導入するように勧告が行われました。これを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆるPRTR法）」が公布され、その中では対象として354の化学物質が指定されています。その後、平成13年4月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について平成14年度に最初の報告が行われました。

ウ PRTRの届出

平成14年度から法律に基づいたPRTRの届出が行われていますが、北九州市における平成15年度の集計結果（平成14年度の排出量・移動量）は、環境への排出量が2,502トンで全国排出量の0.9%、事務所外への移動量が2,043トンで全国移動量の0.9%でした。

このうち、最も排出量・移動量の多かった第一種指定化学物質は、溶剤等に用いられているトルエンであり、最も排出量・移動量の多かった業種は、金属製品製造業でした。それぞれ、排出量・移動量の上位5物質（業種）を表5-45、表5-46に示します。

なお、平成15年度の届出は229件あり、その内訳は、紙による届出が213件、磁器ディスクによる届出が4件、及び電子情報処理組織による届出が12件でした。

表 5-45 排出量・移動量の上位5物質とその量

(トン/年)

第一種指定化学物質	※ 排出量・移動量
トルエン	1,611 (1,392、219)
マンガン及びその化合物	446 (2、444)
クロム及び三価クロム化合物	373 (0、373)
フェノール	270 (2、268)
キシレン	247 (206、41)

※数字は総合計(排出量・移動量)の順

※平成15年度届出の集計(平成14年度の排出量・移動量)

表 5-46 排出量・移動量の上位5業種とその量

(トン/年)

業 種	※ 排出量・移動量
金属製品製造業	1,247 (996、251)
化学工業	1,207 (473、734)
鉄鋼業	1,105 (197、908)
窯業・土石製品製造業	427 (412、15)
産業廃棄物処分業	158 (155、3)

※数字は総合計(排出量・移動量)の順

※平成15年度届出の集計(平成14年度の排出量・移動量)

(4) PCB 処理事業

ア 背景

PCBは、安定性や絶縁性に優れ、かつてトランスやコンデンサの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和47年に製造が中止されました。その後、適正に処理する施設がなく、30年にわたる保管による紛失や漏出などのケースもあり、PCBによる環境汚染は、先進国だけでなく、PCBを全く使用していない北極圏の人々からPCBが検出されるなど、地球規模の問題となっています。

PCBの処理は世界的な課題であり、我が国でも「PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成13年に行われ、PCBの適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、独立行政法人環境再生保健機構法に基づき、環境事業団は平成16年4月1日に解散し、PCB廃棄物処理事業に係る業務等は、日本環境安全事業株式会社へ継承されました。

イ これまでの取組

本市は、平成12年12月、国から西日本17県を対象エリアとするPCB処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市PCB処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに100回を超える市民説明会を開催しました。

これらの過程においては、情報公開に努め、安全性検討委員会では、市民の傍聴をはじめ、委員会資料や討議内容をホームページで公開し、検討経過を広く公開しながら審議を進めました。また、市民と安全性検討委員会委員との意見交換会も開催しました。

さらに、市民意見の聴取に努め、寄せられた意見や質問に対しては個別に回答するとともに、取りまとめ、市のホームページに掲載しました。

これらの取り組みの後、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB処理施設立地にあたっての条件をとりまとめました。平成13年10月11日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など本市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的なPCB処理施設の本市への立地が決定しました。

処理施設は第一期・第二期に分けて整備されることになっており、現在、平成16年12月の操業開始を目指し、第一期処理施設の建設工事が行われています。(平成15年4月23日着工)

本市は、本事業において事業主体である、環境事業団(現・日本環境安全事業株式会社)を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境事業団との間で、環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。この中で、排気や排水等による公害の防止に加え、「環境事業団(現・日本環境安全事業株式会社)の責務と方策」「情報公開や処理施設の公開」などについて規定しています。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州PCB処理監視委員会」を平成14年2月に設置し、節目ごとに開催しています。(平成16年3月31日現在8回開催)監視委員会は、法的な権限は無いものの、事業の計画段階から、環境事業団(現・日本環境安全事業株式会社)、環境省などの関係者から説明を受け、操業時には施設への立入や書類の閲覧などを行い、必要に応じ市に意見を述べることであります。また、安全性検討

委員会と同様に情報公開のもと進めており、その内容はホームページや監視委員会だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

事業主体	日本環境安全事業株式会社
施設立地場所	若松区響灘地区(若松区響町一丁目) 「北九州エコタウン総合環境コンビナート隣接地」5.4ha
処理対象物	岡山県以西17県のPCB廃棄物
施設の能力	第1期:0.5トン/日(PCB油分解量)
処理方式 (第1期)	前処理方式:洗浄法と真空加熱分離法の組み合わせ 液処理方式:化学処理法(脱塩素化分解法)
今後のスケジュール (予定)	操業開始:平成16年12月(第1期) 処理完了:平成27年3月

ウ 平成15年度PCB処理施設及び周辺環境モニタリングについて

本市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため平成15年度から環境測定を実施しました。

また、平成15年度は、PCB処理施設の建設中でしたが、事業開始前の状況を把握するためにモニタリングを実施しました。

測定結果は、環境基準が設けられているものについては、環境基準に適合していました。

(ア) 大気

- ① PCB 評価基準値(0.0005mg/m³)※を下まわっていました。(測定回数 4回/年)
- ② ダイオキシン類 環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)に適合していました。
(測定回数 4回/年)
- ③ ベンゼン 環境基準(0.003mg/m³以下)に適合していました。(測定回数 12回/年)

	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン(mg/m ³)
年平均値	0.00025 × 10 ³	0.056	0.0018
環境基準	0.0005*	0.6	0.003

※評価基準値 「PCBを焼却する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について(S47.12.22、環境庁大気保全局長通知)」で示される環境中のPCB濃度

(イ) 水質(周辺海域)

- ① PCB 何れの地点も環境基準(検出されないこと)に適合していました。
- ② ダイオキシン類 何れの地点も環境基準値(1pg-TEQ/ℓ)以下でした。

地点名	試料採取日	PCB(mg/L)	ダイオキシン類(pg-TEQ/L)
洞海湾(D2) (測定回数 2回/年)	平均値	不検出	0.11
響灘(H1) (測定回数 2回/年)	平均値	不検出	0.092
雨水洞海湾出口沖	2月9日	不検出	0.074
環境基準値		検出されないこと	1以下

(ウ) 底質

- ① PCB 溶出調査の結果は、定量限界未満でした。なお、環境基準は設定されていません。

成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準(10mg/kg・dry)未満で、除去基準に該当しませんでした。

- ② ダイオキシン類 環境基準(150pg-TEQ/g・dry)に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg・dry)	
洞海湾(D2)	5月19日	不検出	0.03	10
環境基準値等			10未満 ^{※1}	150以下 ^{※2}

※1:PCBを含む底質の暫定除去基準(10mg/Kg・dry以上)に該当しないもの

※2:底質の環境基準値

(エ) 土壌

- ① PCB 環境基準(検出されないこと)に適合していました。

- ② ダイオキシン類 環境基準(1,000pg-TEQ/g・dry)に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB溶出試験 (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	2月9日	不検出	9.4
環境基準値		検出されないこと	1000以下

本市は、PCB 処理施設及びその周辺の環境調査を実施し、日本環境安全事業(株)に対してPCBが適正に処理されるように監視・指導します。

平成 15 年度環境モニタリング調査地点図



7 環境科学研究所における検査・研究

(1) 事業の内容

環境科学研究所は、市民の健康や生活環境の改善、快適環境の創造などの行政を進めていくのに必要な科学的データを提供することを目的に、調査研究・試験検査・研修指導・情報の収集提供等を行う研究機関として、昭和 40 年設立の衛生研究所を改組して、昭和 49 年1月に設立されました。

その後、平成6年4月1日に、所内に水循環の総合的かつ高度な研究部門である「アクア研究センター」を創設し、名称を「環境衛生研究所」から「環境科学研究所」と改めました。

(2) 平成 15 年度の検査・研究内容

ア 大気環境

地域や地球規模での大気環境保全のために、大気汚染に関する検査や調査研究を行っています。

大きな社会問題となっているダイオキシン類やベンゼンなどの有害大気汚染化学物質や人の健康に影響を与えるアスベスト、不快感を与える悪臭物質（硫化水素、アンモニアなど）の検査などを行っています。

このほか、地球環境に影響を及ぼすフロンガスの調査や有害化学物質による環境汚染実態調査などを実施し、大気環境の保全に努めています。

イ 保健環境

食・住などに関わる危害を防止し、市民の生活と環境を守るために試験検査・調査研究を行っています。

衛生科学分野では、食品の残留農薬・食品添加物・PCB 等の化学物質、衣類や洗剤などの家庭用品や室内環境の有害化学物質等の分析と研究を行っています。

微生物分野では、細菌やウイルスによる食中毒の原因究明、食品の衛生基準、感染症の流行把握と予防、海水や工場排水などの汚染度等の検査と研究を行っています。

15 年度は、SARS やウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ等の新感染症の発生に備え、検査体制を整えました。

食品に関しては、アレルギー物質の検査が加わり、遺伝子組換え食品、いわゆる健康食品とともに、最近の新しい分野へ力を入れています。

ウ アクア研究センター

市内の水質汚濁に関する試験検査及び世界の水問題の解決に役立つ調査研究を行っています。

試験検査では、工場排水や河川、海水、地下水中の富栄養化物質や重金属、農薬などの有害物質、ダイオキシンなどの微量化学物質の分析を行っています。また、魚の斃死事件など環境汚染事故での原因究明や安全性確認を実施しています。

調査研究では、水を環境循環の視点から捉えて調査研究するために、「水を活かすアクアポリス計画」を策定し、①豊かな水生生態系の創造、②おいしい水の創造、③産業社会への貢献、④安全な水環境への貢献を4本柱として、環境水、下水、上水、廃棄物に係わる 20 課題を調査研究しています。

(3) 主な調査研究

No	調査研究テーマ	共同研究機関
1	北九州市域におけるPRTR法対象化学物質に係る環境汚染実態調査	
2	ダイオキシンのオンライン・リアルタイム計測装置の開発	九大、福岡県保健環境研究所ほか
3	食品中の農薬等有害化学物質の分析法の開発	国立医薬品食品衛生研究所ほか
4	内分泌攪乱化学物質の疑いがあるフェノール類化合物の食品中の含有量の研究	国立医薬品食品衛生研究所
5	室内環境の化学物質汚染実態調査	国立医薬品食品衛生研究所ほか
6	O157等感染症の分子疫学的調査	九州各県衛生研究所
7	メタン発酵による下水汚泥のエネルギー化	九工大、京大、企業ほか
8	塩素臭と異臭味に関する研究	水道局
9	次世代廃棄物処理技術開発研究	福岡大学、企業
10	ムラサキイガイを用いた水質浄化試験	香川大、総合農事センター、建設局、熊本県立大、企業
11	内分泌攪乱化学物質の水生生物に与える影響に関する研究	自然史博物館、広大、九工大、国立環境研究所ほか

(4) 試験検査〈内訳〉

試験検査項目		件数	
性病	梅毒	685件	
ウイルスリケッチア等検査	分離・同定・検出	ウイルス	444件
	抗体検査	ウイルス	6件
		クラミジア・マイコプラズマ	679件
病原微生物の動物試験		49件	
食中毒	病原微生物検査	細菌	348件
		核酸検査	47件
臨床検査	血清等検査	エイズ検査	710件
		HBs抗原、抗体検査	88件
食品等検査	細菌学的検査		139件
	理化学的検査		769件
	その他		33件
上記以外細菌検査	分離・同定・検出		23件
	核酸検査		28件
	化学療法剤に対する耐性検査		79件
医薬品・家庭用品等検査	医薬品		2件
	家庭用品		180件
水道等水質検査	水道原水	理化学的検査	390件
		生物学的検査	40件
	飲用水	細菌学的検査	40件
		理化学的検査	430件
利用水等	細菌学的検査	130件	
環境・公害関係検査	大気検査	降下煤塵	4,386件
		有害化学物質・重金等	2,613件
		その他	54件
	水質検査	公共用水域	1,994件
		工場・事業用排水	676件
		その他	1,041件
	悪臭検査		32件
	土壌・底質検査		130件
	環境生物検査	藻類、プランクトン、魚介類	96件
		その他	762件
その他		229件	
計		19,966件	

(ダイオキシン分析数 117件以内数)
降下ばいじんの量の経年変化(全市平均値)

降下ばいじん量の経年変化(全市平均値)

年度	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
降下ばいじん	18.6	16.6	17.0	20.1	18.9	19.2	15.5	12.5	10.0	8.0	6.8	7.6	5.6	5.7	6.5	7.3
年度	56	57	58	59	60	61	62	63								
降下ばいじん	5.7	5.8	5.9	5.2	6.0	6.4	5.2	6.0								
年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
降下ばいじん	5.0	5.1	5.6	5.6	4.8	5.3	5.2	5.2	5.0	5.0	4.7	5.2	4.3	4.3	4.1	

アスベストの経年変化(全市平均値)

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
北九州観測局	0.27	0.31	0.25	0.44	0.29	0.16	0.18	0.13	0.12	0.08	0.07	0.07
企救丘観測局	0.51	0.38	0.24	0.62	0.40	0.16	0.24	0.12	—	—	—	—

8 公害に関する苦情・要望

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知る上で重要な役割を持っています。

公害が発生した場合、当事者間の話し合い等により解決に至る例もありますが、大部分は苦情・要望として、行政機関へ持ち込まれています。

本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速かつ的確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

(1) 苦情・要望の年度別推移

申し立てのあった公害に関する苦情・要望件数の総数は528件（平成14年度522件）であり、前年度に比べると6件（1.1%）増加しています。

(2) 苦情・要望の届出状況

ア 発生源別

建築・土木工事70件（13.3%）、製造事業所120件（22.7%）、サービス業112件（21.2%）、商店・飲食店等15件（2.8%）、交通機関16件（3.0%）の順となっているほか、その他が195件（37.0%）でした。（図5-18）

このうち法・条例対象工場等は88件で、全体の16.7%となっています。

イ 行政区別

八幡西区が120件（22.7%）で最も多く、次いで若松区が112件（21.2%）、以下、小倉北区が106件（20.1%）、戸畑区62件（11.7%）、門司区58件（11.0%）、小倉南区50件（9.5%）、八幡東区20件（3.8%）の順となっています。（図5-19-1）

ウ 種類別

最も多いのは、悪臭183件（34.7%）、大気汚染151件（28.6%）です。以下、騒音104件（19.7%）、水質汚濁65件（12.3%）、振動18件（3.4%）、その他7件（1.3%）の順となっています。（図5-19-2）

エ 経年変化

前年度と比較して悪臭、大気汚染、振動及びその他の苦情が増加し、水質汚濁及び騒音の苦情が減少しました。（図5-20）

オ 月別

5～10月が苦情件数が多く、50件以上でした。(図5-21)

カ 地域系別

住居系が260件(49.2%)で最も多く、工業系が126件(23.9%)、商業系が90件(17.0%)でした。(表5-47)

(3) 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化と共に、住宅・商業地域等において市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事等の苦情、いわゆる「都市・生活型の苦情」の割合が多くなっており、平成15年度においても193件(36.6%)と高い割合を示しています。(図5-22)

法・条例対象工場・事業場以外の苦情・要望は、平成15年度も440件(83.3%)と大部分を占めていますが、発生源に対し法的強制力がなく、行政指導を主体とした解決策をとっています。

(4) 苦情・要望の処理状況

市民から苦情・要望の届出があった場合、当事者からの事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律又は条例違反があれば、公害の発生源に対し、施設及び作業方法の改善等をするように警告しています。

また、各区のまちづくり推進課等との連携を図りつつ苦情の解決に当たっています。

図5-18 苦情・要望の発生源別構成比の推移

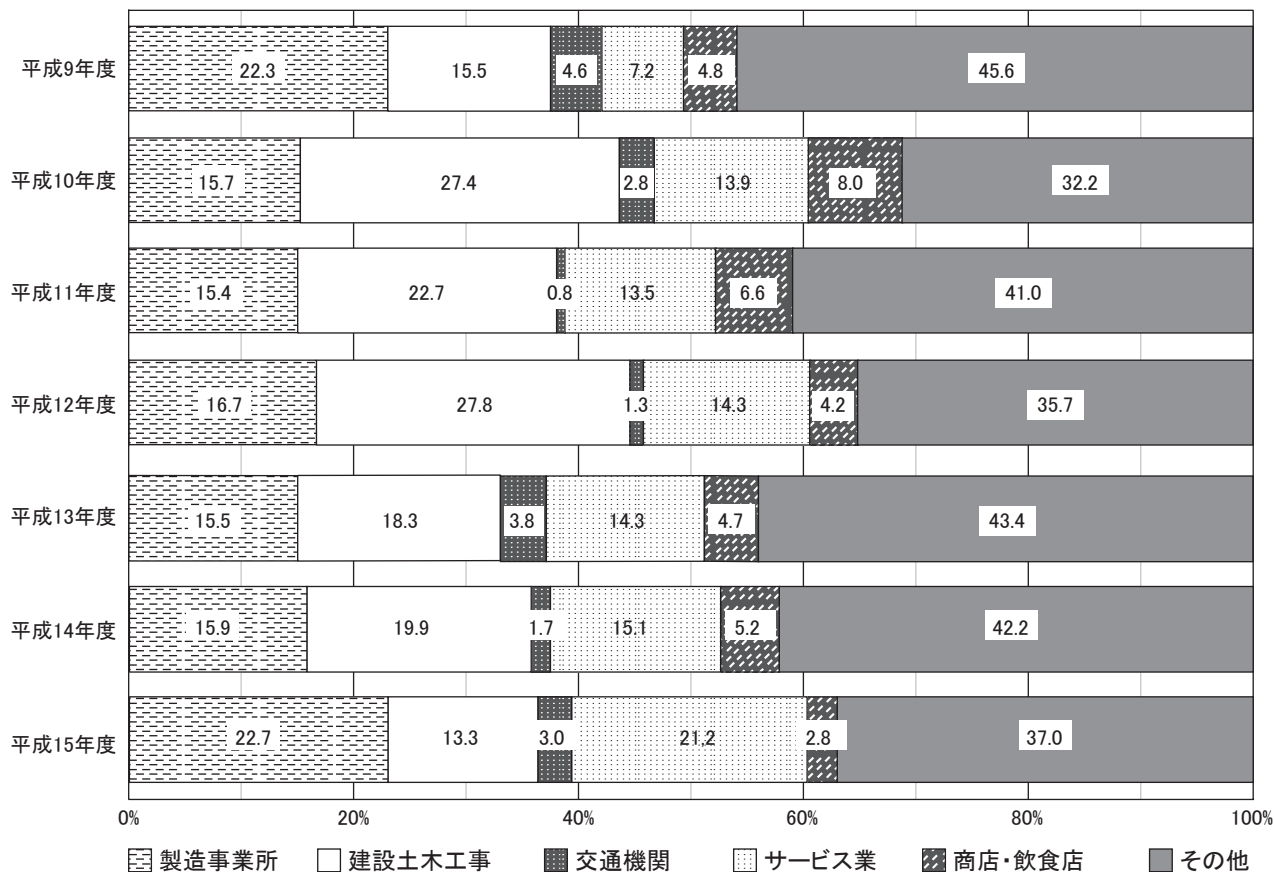


図 5-19-1 平成 15 年度
苦情・要望の区別内訳

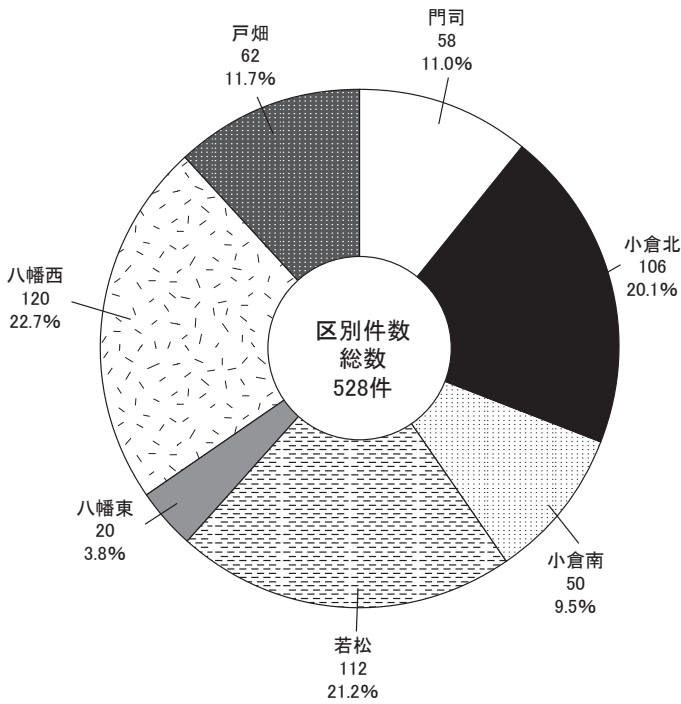


図 5-19-2 平成 15 年度
苦情・要望の種類別内訳

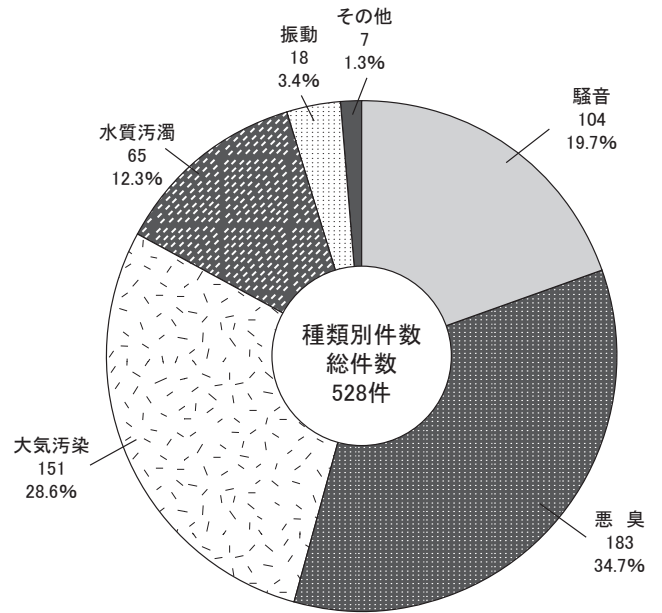


図 5-20 苦情・要望の経年変化

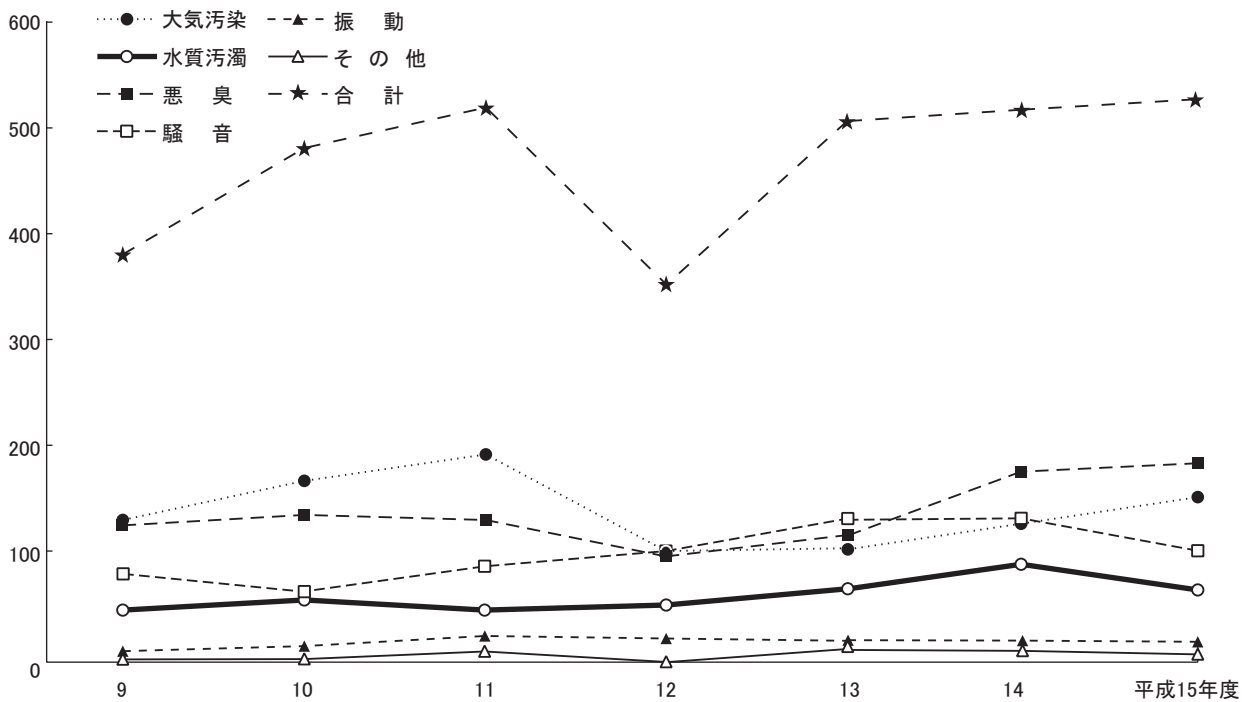


図 5-21 平成 15 年度 月別苦情・要望発生件数

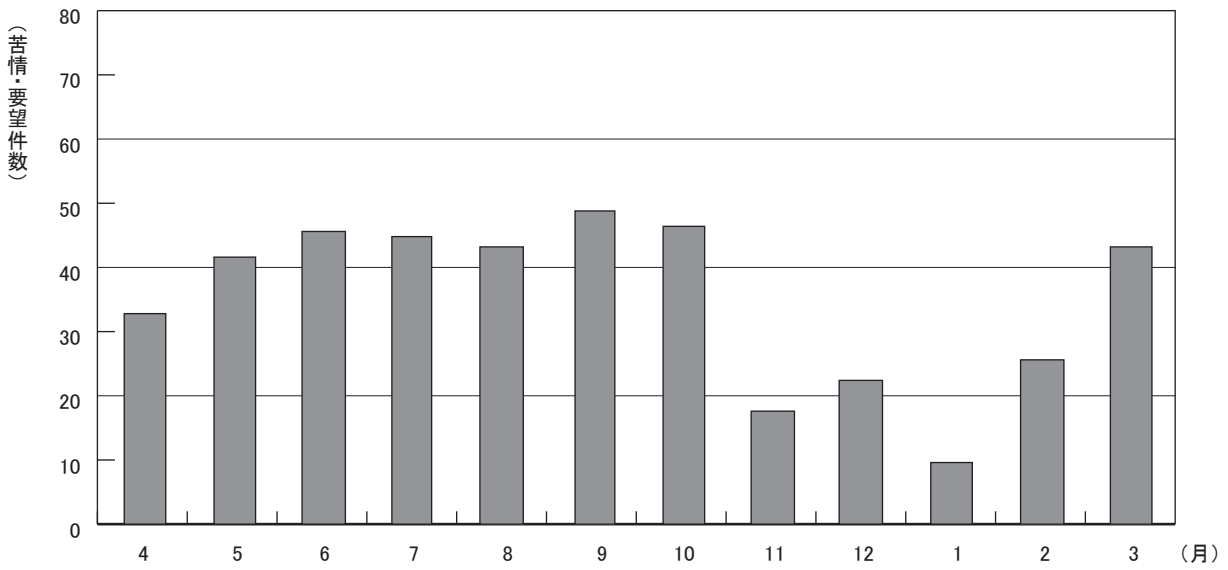
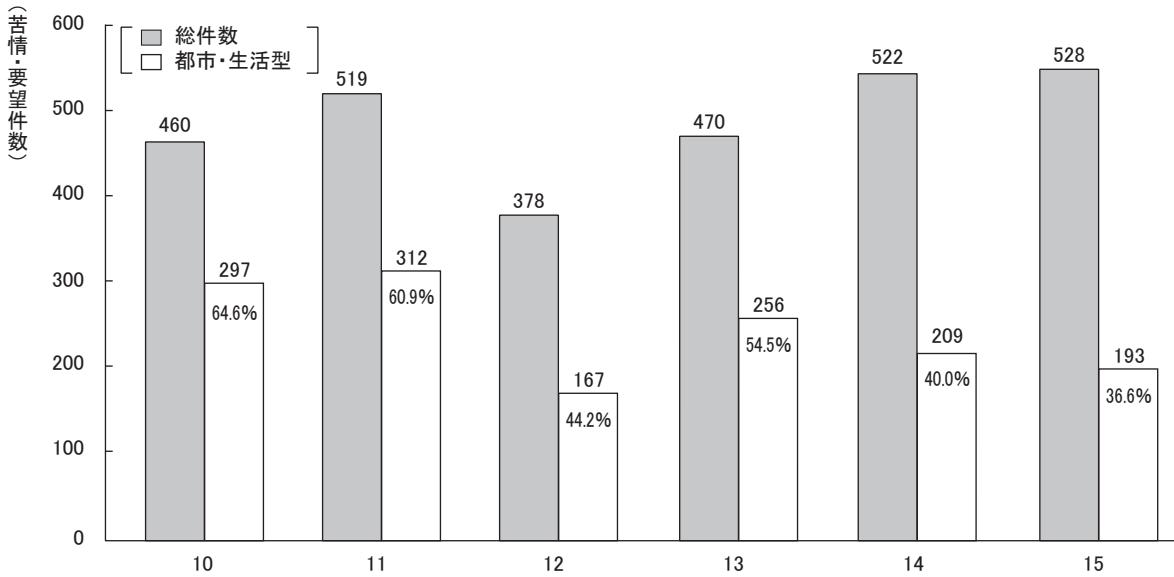


図 5-22 都市・生活型公害苦情・要望件数



(注)都市・生活型公害:近隣騒音、生活排水による汚濁等

表 5-47 用途地域別苦情・要望件数

地 域	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住 居 地 域	69	80	61	9	37	4	260
近 隣 商 業 地 域	14	14	5	1	4	0	38
商 業 地 域	13	19	16	2	0	2	52
準 工 業 地 域	16	11	7	3	4	0	41
工 業 地 域	3	2	1	0	3	1	10
工 業 専 用 地 域	32	37	2	2	2	0	75
市 街 化 調 整 区 域	4	19	4	0	15	0	42
そ の 他 の 地 域	0	1	0	0	0	0	1
不 明	0	0	8	1	0	0	9
計	151	183	104	18	65	7	528

第2節 自動車公害対策の推進

1 自動車公害対策の推進

(1) 背景

日本の自動車保有台数は、平成14年度末には7,700万台を超え、自動車は主要な交通・輸送機関として国民の産業・経済活動や日常生活に欠くことのできないものとなっています。本市においても、自動車保有台数は平成14年度末で前年比0.5%増加しており、市民生活における自動車への依存度は依然として高い状況にあります。

表 5-48 北九州市における自動車保有台数（各年度末）

年度	総数	貨物自動車	乗用自動車	バス	特殊用途車 特殊車	小型 二輪車	軽自動車	原動機付 自転車
平成 9	549,617	63,219	313,693	1,954	10,136	8,556	152,059	59,383
10	551,492	61,998	317,100	1,907	10,626	8,784	151,077	57,242
11	553,508	60,961	318,250	1,886	11,000	8,750	152,661	55,469
12	555,821	60,360	316,960	1,892	11,239	8,887	156,483	53,972
13	554,997	58,254	313,966	1,885	11,215	9,049	160,628	52,045
14	557,795	56,867	313,990	1,910	11,151	9,207	164,670	50,157

- (注) 1 資料は、「北九州市統計年鑑」による。
 2 総数には、原動機付自転車を含まない。
 3 特殊用途車とは、消防車、警察車、救急車、糞尿車、タンク車、霊柩車などをいう。
 4 特殊車とは、ブルドーザーなどの建設機械自動車をいう。
 5 軽自動車には、小型特殊自動車を含む。

このような状況の中で、自動車公害問題は、自動車構造だけでなく、走行条件、交通量、道路構造などの各種要素が複雑に絡み合っており、都市・生活型公害の中でもその解決が困難であると言われています。上述の市民生活における自動車への依存傾向が、この問題をさらに解決困難なものとしており、様々な対策を講じているにもかかわらず、幹線道路における沿道環境の十分な改善には至っていません。

(2) これまでの取組と成果

自動車公害対策の計画的・総合的な推進を図るため、平成2年3月、平成17年度を目標年次とした「北九州市自動車公害対策基本計画」を策定し、現在は、この計画の第三次の実施プランである「北九州市自動車公害対策第三次中期計画」（平成11年度～平成15年度）に基づき対策を進めています。

この計画は、施策を以下の4つに体系化しています。

- ・自動車単体対策（自動車構造などの改善促進、低公害車普及対策）
- ・自動車交通対策（交通流対策、物流対策）
- ・道路対策（道路網の体系的整備、道路構造の改善）
- ・沿道対策（沿道土地利用の適正化、障害防止対策）

同計画の進行管理を行い、自動車公害対策を総合的に推進していくため、平成14年2月、行政機関を中心とした従来の「北九州市自動車公害対策連絡会議」を改組して、市民、民間事業者を加えた「北九州市自動車公害対策推進協議会」を設置するとともに、平成15年3月には、エコドライブを推進するため「北九州市自動車公害対策推進協議会」の中に「エコドライブ推進小委員会」を設置し、より効果的な取組みの検討を開始しました。

ア 低公害車の普及・啓発

本市では、低公害車についての市民への普及、啓発を目的として、電気自動車などの展示・試乗を行う「エコカーフェア」を毎年開催しています。

- ・開催時期 平成15年10月25日～26日
- ・開催場所 リバーウォーク北九州周辺
- ・入場者数 約11,000人

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①低公害車の展示 ②低公害車の試乗 ③イベントの実施
天然ガスPRカーによるイベント
親子ソーラーカー教室
エコドライブトーク |
|---|

イ アイドリングストップ運動の推進

アイドリングストップ運動を進めるため、キャラクターの公募等を行うとともに、平成15年6月から全市民的にアイドリングストップ運動を開始し、事業所405社、市民13,476名（平成16年3月31日現在）がこの運動に参加しています。

アイドリングストップ4つの宣言

1. 保有車両に”アイドリング・ストップ宣言”ステッカーをはって、“アイドリング・ストップ運動”参加車両を表明する。
2. 不必要な暖機運転”アイドリング”はやめる
3. 運転者が車から離れる場合（買物、電話、荷物の積み降ろしなど）は車のエンジンを切る。
4. 運転者の休息の際や、同乗者が車に残る場合も、気候などの状況を考えながら、できる限り”アイドリング”はやめる。

アイドリングストップキャラクター エコドラ



ウ 平成 15 年度に実施された主な施策は次のとおりです。

単体対策	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の強化、技術開発の促進等について国等へ要望 ・市公用車への低公害車の率先的な導入(天然ガス自動車3台、低燃費かつ低排出ガス認定車196台) ・民間事業者による低公害車の導入に対する助成(天然ガス自動車リース7台) ・民間事業者による最新規制適合車等代替に対する助成(バス18台、トラック3台) ・北九州エコカーフェア2003の開催(平成15年10月) ・エコドライブの推進
自動車交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・交差部の立体化 ・公共交通機関の整備 ・都市総合交通規制の促進 ・交通管制システムの拡充(VICS 110基整備) ・総合的な駐車対策の推進 ・パークアンドライドの推進(市内4箇所で開催中) ・道路・交通情報システムの推進(幹線道路での大型案内標識等の設置19基) ・船舶輸送の推進 ・物流拠点の整備 ・都市内物流の合理化
道路対策	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備(都下到達線(1,170 m)、黒原飛行場線(2,160 m)、徳力葛原線(4,400 m)等) ・道路構造の改善(遮音壁設置0.2 km、歩道の設置、植樹帯の設置等) ・道路の維持管理の徹底(ジョイントの改善、路面の補修、排水性舗装8.5 km)
沿道対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な用途地域の指定 ・防音性の高い建築物の立地誘導 ・防音工事費用の助成の推進

(3) 課題と今後の取組

ア 新たな自動車公害対策計画の策定

自動車公害対策基本計画(平成元年度～平成17年度)の第三次の実施プランである「北九州市自動車公害対策第三次中期計画」(平成11年度～平成15年度)の計画期間が平成15年度で終了しました。

基本計画では、道路整備、防音壁の設置等の行政施策を掲げていますが、これらに加え、市民や事業者におけるライフスタイルやビジネススタイルの転換等を進めることが必要となっていることから、このような課題を解決するための取組を含め、基本計画に代わる新たな計画を平成16年度に策定することとしています。

イ 自動車から他の交通手段への転換の促進

パークアンドライド、公共交通機関の利便性の向上等を引き続き推進します。

ウ 環境にやさしい自動車運転の促進

エコドライブ(アイドリングストップ等)の推進等を行います。

エ 交通流の円滑化

モーダルシフト、効率的な輸配送を促進していきます。

オ 道路環境の改善

低騒音舗装の実施等を推進します。

第3節 環境影響評価

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

1 背景

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、国が関与する大規模な事業に係る統ルールとして、「環境影響評価実施要綱」（以下「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に環境基本法が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。閣議決定要綱と法律の主な相違点は、①環境影響評価の事業者への義務づけ、②対象事業の拡充（閣議決定要綱に発電所、林道を加えた13の事業）、③地域の実情に応じた環境影響評価の実施（スクリーニング、スコーピング制度の導入）、④住民等の意見提出の機会の拡大、⑤埋立及び廃棄物最終処分場を除く全ての対象事業について環境大臣の意見を述べることができる規定、など閣議決定要綱を充実・改善する形となっています。

一方、地方公共団体においても、環境影響評価法が制定されたことを受けて、環境影響評価制度の条例化等に対する取組が積極的に行われました。

2 これまでの取組と成果

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」（以下「指針」という。）を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。

この条例では、従来の指針にはなかった、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会の意見を踏まえた市長意見の提出、さらには、事後調査の義務づけなどの規定を新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成15年度末までに、方法書7件及び準備書5件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

平成元年度以降に環境影響評価が実施された主な事業又は計画は、表6-49のとおりです。

3 課題と今後の取組

今後も環境影響評価制度を適切に運用するため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努め、事業者が行う環境影響評価に対し、当該事業の地域特性、事業特性を的確に把握した上で審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べていきます。

環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業(第二種事業)	北九州市環境影響評価条例
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路等 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上 4車線10km以上(7.5km) 2車線20km以上(15km)	—— 4車線5km以上 ——
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 (75ha) 湛水面積100ha以上 (75ha) 変更面積100ha以上 (75ha) 変更面積100ha以上 (75ha)	湛水面積50ha以上 湛水面積50ha以上 —— 変更面積50ha以上
3 鉄道		
新幹線鉄道(規格新線含む) 普通鉄道 軌道(普通鉄道相当)	すべて 10km以上(7.5km) 10km以上(7.5km)	—— 5km以上 5km以上
4 飛行場	滑走路長2500m以上(1875m)	滑走路長1250m以上
5 発電所		
水力発電所 火力発電所(地熱以外) 火力発電所(地熱) 原子力発電所	出力3万kW以上(2.25万kW) 出力15万kW以上(11.25万kW) 出力1万kW以上(7500kW) すべて	出力1.5万kW以上 出力7.5万kW以上 —— ——
6 廃棄物最終処分場	30ha以上(25ha)	15ha以上
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超(40ha)	25ha以上
8 土地区画整理事業	100ha以上(75ha)	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上(75ha)	50ha以上
10 工業団地造成事業	100ha以上(75ha)	——
11 新都市基盤整備事業	100ha以上(75ha)	50ha以上
12 流通業務団地造成事業	100ha以上(75ha)	50ha以上
13 宅地の造成の事業(住宅地、工場用地を含む)		
環境事業団 住宅・都市整備公団事業 地域振興整備公団	100ha以上(75ha) 100ha以上(75ha) 100ha以上(75ha)	50ha以上 50ha以上 50ha以上
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業は全て対象外	50ha以上
15 住宅団地の造成事業		50ha以上
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm ³ /h又は 水質5千m ³ /d
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/d(廃棄物焼却施設)
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m ² 又は高さ100m以上
20 土石又は鉱物の採取事業		20ha以上
21 土地の造成事業		50ha以上
22 道路		
県道、市道 林道		4車線5km 2車線10km
23 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上
○港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	150ha以上

表 5-49 環境影響評価の実施状況

実施年度	主な開発事業又は計画名	開発事業者又は計画者
H元	港湾計画一部変更(若松地区、新浜地区) 港湾計画一部変更(新門司地区、西海岸地区)	北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
2	港湾計画改訂(北九州港) 港湾計画一部変更(西海岸地区)	北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
3	北九州市新皇后崎工場建替 港湾計画一部変更(二島地区)	北九州市環境局 北九州市(港湾管理者)
4	新門司沖土砂処分場建設 響灘西地区廃棄物最終処分場建設	運輸省第四港湾建設局 民間(電源開発株式会社、 ひびき灘開発株式会社)
5	新北九州空港整備事業 土地区画整理事業(東田地区) 北九州都市計画道路1・4・5号戸畑大谷線 港湾計画一部変更(新門司北地区、八幡地区、戸畑地区) 港湾計画一部変更(白野江地区、西海岸地区)	大阪航空局、運輸省第四港湾建設局 民間(土地区画整理組合) 未定(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(港湾管理者) 北九州市(港湾管理者)
6	港湾計画一部変更(砂津地区、日明地区、響灘東地区) 土地区画整理事業(北九州学術・研究都市南部) ゴルフ場開発事業	北九州市(港湾管理者) 住宅都市整備公団 (都市計画決定権者:福岡県知事) 民間
7	大規模なものはない	
8	北九州都市計画道路1・3・6号北九州豊津線 北九州都市計画道路1・2・7号九州縦貫自動車道長野堀越線 北九州都市計画道路1・4・1号都市高速道路1号線 港湾計画改訂(北九州港) 脇田漁港公有水面埋立事業	建設省(都市計画決定権者: 福岡県知事) 建設省(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(都市計画決定権者: 福岡県知事) 北九州市(港湾管理者) 北九州市経済局
9	大規模なものはない	
10	藍島漁港公有水面埋立事業	北九州市経済局
11	頓田地先公有水面埋立事業	民間(電源開発株式会社)
12	産業廃棄物処理施設の変更事業	民間(光和精鉱株式会社)
13	北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業	北九州市 (都市計画決定権者:北九州市長)
14	総合環境コンビナート複合中核施設建設事業	民間(北九州エコエナジー株式会社)
15	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	民間(新日本製鐵(株)八幡製鉄所)

第4節 公害防止対策の指導・調整



1 工場等立地指導

(1) 背景

都市計画法により、土地の合理的な利用を図るため、用途地域が定められています。

建築基準法（第48条）においては、用途地域ごとに建てられる建築物の用途を制限しています。

(2) これまでの取組と成果

建築基準法（第48条ただし書き）において、周辺の住環境を害さないもの、又は公益上やむを得ないものについて、住民等に対して公開による意見の聴取（公聴会）を行い、建築審査会で同意が得られた場合に、建築の許可を行っています。

この場合、公聴会が開かれる前に建築都市局は、必要に応じて環境局と事前協議を行い、公害対策上必要があれば事業者に行政指導を行っています。

平成15年度の許可実績は、表5-50のとおりです。

表5-50 平成15年度 建築基準法第48条ただし書による許可実績

単位：(件)

用途地域／建物用途	食品加工工場	店舗兼自動車修理工場	計
第一種低層住居専用地域	0	0	0
第二種低層住居専用地域	0	0	0
第一種中高層住居専用地域	0	0	0
第二種中高層住居専用地域	0	0	0
第一種住居地域	1	2	3
第二種住居地域	0	0	0
準住居地域	0	0	0
近隣商業地域	0	0	0
商業地域	0	0	0
準工業地域	0	0	0
工業地域	--	--	--
工業専用地域	--	--	--
計	1	2	3

(3) 課題と今後の取組

許可にあたっては、周辺の土地利用状況やまちづくりの方向性等を考慮し、用途地域規制の目的を阻害しない範囲で公益上の観点から許可の是非を判断し、良好な住環境の維持及び形成を図っていきたいと考えています。

2 採石

(1) 背景

平成16年3月31日現在、福岡県知事により認可を受けている市内の採石場は21箇所であり、そのうち70%は門司区内に所在しています。

(2) これまでの取組と成果

市内の採石場は、市街化調整区域又は風致地区に立地するものが多く、本市は、これらの採石場が周辺環境に与える騒音・振動・粉じん、水質汚濁などの影響について、集じん機・汚濁水防止施設の設置、建物の整備など、業者に対する県の適正な指導が図られるよう状況の把握及び意見の提出を行っています。

3 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、昭和47年9月10日から特定工場においては、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者の配置が義務づけられ、公害防止管理者を中心とする公害防止組織を整備し、工場における日常の自主的な公害防止活動が行われる体制が整備されました。

また、平成元年6月の大気汚染防止法改正により、特定粉じん（石綿）の規制が追加され、従来の粉じんが一般粉じんに改められました。これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律も改正され、特定粉じん発生施設を有する工場が特定工場に追加され、従来の粉じん発生施設が一般粉じん発生施設に改められました。

本市では、特定工場の公害防止組織及び公害防止管理者等の職務実施状況について、工場立入検査の際に調査指導しています。

公害防止管理者等が必要な特定工場数と施設能力により区分される公害防止管理者の種類は表5-51のとおりです。

表 5-51 公害防止管理者等配置状況

(平成16年3月31日現在)

項目	特定工場	公害防止統括者	大気関係 公害防止管理者				水質関係 公害防止管理者				騒音関係 公害防止管理者	特定粉じん関係 公害防止管理者	一般粉じん関係 公害防止管理者	振動関係 公害防止管理者	主任管理者 公害防止	ダイオキシン類関係 公害防止管理者
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種						
計	142	127 (125)	6 (6)	6 (4)	35 (32)	33 (28)	4 (4)	15 (13)	16 (15)	7 (7)	23 (15)	2 (2)	39 (34)	13 (7)	16 (14)	6 (5)

(注) ()は配置されている代理者数を表わす

第5節 公害健康被害の補償と予防



1 背景

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和49年8月1日、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による地域指定が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

これに併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定患者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害補償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われました。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除したが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業が実施されることとなりました。

こうして、公害健康被害補償制度は、現在の大気汚染の状況を踏まえた上で、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた制度へと転換されました。

表 5-52 年齢別疾病別被認定者実数（法）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	292	218	510	45.8	0	0	0	291	218	509	1	0	1	0	0	0
40～59	81	101	182	16.3	1	1	2	80	100	180	0	0	0	0	0	0
60～64	25	29	54	4.9	0	2	2	25	27	52	0	0	0	0	0	0
65～	132	236	368	33.0	17	32	49	115	204	319	0	0	0	0	0	0
計	530	584	1,114	100.0	18	35	53	511	549	1,060	1	0	1	0	0	0

表 5-53 年齢別疾病別被認定者実数（要綱）

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	35	26	61	62.9	0	0	0	35	26	61	0	0	0	0	0	0
40～59	6	6	12	12.4	0	0	0	6	6	12	0	0	0	0	0	0
60～64	2	3	5	5.2	0	0	0	2	3	5	0	0	0	0	0	0
65～	8	11	19	19.5	1	1	2	7	10	17	0	0	0	0	0	0
計	51	46	97	100.0	1	1	2	50	45	95	0	0	0	0	0	0

表 5-54 被認定者異動状況（法）

項 目	年 度												
	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	14	15	
被 認 定 者 数	(2,187) 472	(2,625) 438	(3,171) 546	(3,296) 125	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,298) 2	(3,298) 0	
失 効 者 数	治 癒 等	(305) 158	(512) 207	(667) 155	(1,095) 428	(1,120) 25	(1,146) 26	(1,172) 26	(1,183) 11	(1,236) 53	(1,250) 14	(1,286) 36	(1,299) 13
	他都市転出	(7) 3	(13) 6	(20) 7	(33) 13	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(33) 0	(34) 1	(38) 4
	死 亡	(194) 83	(279) 85	(376) 97	(627) 251	(656) 29	(686) 30	(719) 33	(749) 30	(772) 23	(801) 29	(822) 21	(847) 25
計	(506) 244	(804) 298	(1,063) 259	(1,755) 692	(1,809) 54	(1,865) 56	(1,924) 59	(1,965) 41	(2,041) 76	(2,084) 43	(2,142) 58	(2,184) 42	
増 減 数	228	140	287	△567	△54	△56	△59	△41	△76	△43	△56	△42	
被認定者実数	1,681	1,821	2,108	1,541	1,487	1,431	1,372	1,331	1,255	1,212	1,156	1,114	

(注)1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)

2. ()は累計

表 5-55 被認定者異動状況（要綱）

項 目	年 度												
	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	14	15	
被 認 定 者 数	(270) 59	(354) 84	(433) 79	(456) 23	(456) —	(456) —	(456) —	(456) 0	(456) 0	(456) 0	(456) 0	(456) 0	
失 効 者 数	治 癒 等	(68) 14	(87) 19	(111) 24	(178) 67	(182) 4	(188) 6	(192) 4	(197) 5	(202) 5	(206) 4	(207) 1	(209) 2
	法 移 行	(34) 14	(49) 15	(87) 38	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0
	死 亡	(11) 3	(17) 6	(26) 9	(46) 20	(49) 3	(53) 4	(54) 1	(57) 3	(57) 0	(57) 0	(59) 2	(63) 4
	計	(113) 31	(153) 40	(224) 71	(311) 87	(318) 7	(328) 10	(333) 5	(343) 8	(346) 5	(350) 4	(353) 3	(359) 6
増 減 数	28	44	8	△64	△7	△10	△5	△8	△5	△4	△3	△6	
被認定者実数	157	201	209	145	138	128	123	115	110	106	103	97	

(注)1.各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)

2.()は累計

2 これまでの取組と成果

(1) 保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

ア 転地療養事業

健康教室

被認定者を対象に、門司区の国民宿舎「めかり山荘」に3泊4日し、医師による講演、音楽療法等を実施しています。

平成15年度参加者 28名

イ リハビリテーション

呼吸訓練

被認定者を対象に、理学療法士、保健師の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施しています。

平成15年度参加者 29名（若松区役所）

ウ 家庭療養指導訓練

市内に居住する在宅の人を対象に、嘱託保健師が家庭を訪問し、保健指導（腹式呼吸・ぜん息体操等）、日常生活指導、食事指導を実施しています。

年度別訪問者数の状況

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
3,551	3,484	2,441	2,395	2,694	2,155	2,028	944	603	768	915	878

(2) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和 62 年 9 月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和 49 年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となつたいおう酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和 58 年 11 月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和 61 年 10 月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構：以下「保全機構」という。）が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

ア 環境保健事業

(ア) 地方公共団体等の事業に対する助成事業

保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

(a) ミニ講演会

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師によるミニ講演会を実施しています。

ミニ講演会参加者 24 名（平成 15 年度、総合保健福祉センターにて実施）

(b) サマーキャンプ

小学校 4 年生から中学 3 年生までのぜん息児を対象に、八幡東区の「たしろ少年自然の家」で登山や呼吸訓練等のカリキュラム（4 泊 5 日）を実施しています。

平成 15 年度参加者 小学生 65 名 中学生 14 名 計 79 名

(c) 水泳教室

水泳は、ぜん息児にとって呼吸機能を強化し、全身の抵抗力を高める最も有効な訓練方法といわれています。

8 月から 9 月までの間、未就学児及び小学生を対象として、八幡西区の西日本スポーツガーデンフェニックス松柏園で水泳教室を 15 回実施しています。

平成 15 年度参加者 83 名

イ 環境改善事業

(ア) 地方公共団体等の事業に対する助成事業

国や地方自治体における各種大気保全対策、特に交通公害対策の推進を補完するものであり、具体的には、公害健康被害補償予防協会から助成を受けて低公害車の導入、最新規制適合車等への代替促進、大気浄化植樹事業等を実施しています。

a. 本市の同事業に対する基本的考え方

本市における自動車交通公害問題に対しては、平成2年3月に長期的な視点に立ち、自動車公害防止対策の基本的方向を明らかにするとともに、具体的施策を体系化、総合化した「北九州市自動車公害対策基本計画」を策定しました。

現在、基本計画に基づいて、自動車単体対策、自動車交通対策、道路対策及び沿道対策等の推進に努めているところですが、健康被害予防事業の一環として「環境改善事業」は、この基本計画の中で主要な施策の一つと位置付け、取組を進めています。

b. 北九州市環境改善計画

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害予防事業助成金交付要綱に基づき、市域における大気環境の改善を図るための事業の計画的かつ総合的な推進を図ることを目的に3年間の事業計画を策定するものです。

平成14年度には、平成15年度から17年度に予定される対象事業をとりまとめた第六期北九州市環境改善計画を策定しました。

c. 事業実績

事業名	内容
計画作成事業 環境改善事業を計画的かつ総合的に実施するため、3年間の事業計画を作成する事業	第六期環境改善計画(H15~H17) (平成14年度作成:環境局)
低公害車普及事業 電気自動車や天然ガス自動車等の低公害車の導入及び普及を図る事業	天然ガス自動車の導入 3台(環境局)
最新規制適合車等代替促進事業 排出ガスの少ない最新規制適合車等への代替の促進を図る事業	
大気浄化植樹事業 大気浄化能力のある植栽を整備する事業	
低公害車普及助成事業 民間事業者等による電気自動車や天然ガス自動車等の低公害車の導入に対して助成する事業	天然ガス自動車 7台
最新規制適合車等代替促進助成事業 民間事業者等による排出ガスの少ない最新規制適合車等への代替に対して助成する事業	バス 18台 トラック 3台

(イ) 公害健康被害補償予防協会が行う事業

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、公害被害補償予防協会と共催で「北九州エコカーフェア2003」を実施しました。

・開催期間 平成15年10月25日～26日

・公害防止協定

本市では、法を補完し地域の実情に合った公害防止に未然に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等を含む総合的な環境保全対策について締結し、内容も具体的な数値による実効性の高いものです。

協定締結の第1号は昭和42年9月の戸畑共同火力株式会社であり、現在までの締結件数は190件です。(表5-56)

表5-56 公害防止協定締結状況

年度	昭 和															平 成															計			
	42~46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15
件数	74	3	10	1	9	61	1	0	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	2	1	3	3	3	1	0	1	3	2	0	0	2	0	0	190
	(1)				(3)	(55)				(1)	(1)		(1)		(1)			(3)	(9)			(4)					(1)	(4)	(2)				(86)	

(注) ()の数字は、解除等により失効している協定数で、内数である。

3 課題と今後の取組

今後も適切に条例を運用し、公害の防止に努めていきます。

第7節 公害防止計画

1 背景

公害防止計画は、環境基本法第17条（従来は公害対策基本法第19条）の規定に基づき、内閣総理大臣の指示及び承認により関係都道府県知事が策定します。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域、あるいは、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

2 これまでの取組と成果

本市では、昭和47年度に昭和56年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和52年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和57年度と昭和62年度と平成3年度及び平成9年度に、それぞれ5年間の延長計画が策定されました。

3 課題と今後の取組

このように度重なる計画の延長により、地域の環境質の状況は大きく改善されたものの、なお、自動車交通騒音や洞海湾の水質汚濁等、引き続き改善すべき課題が残っており、今後も公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があるとして、平成14年度に平成18年度を目標とする公害防止計画が策定されました。この計画では、(1)自動車交通公害対策、(2)洞海湾の水質汚濁対策の2つを主要課題に掲げ、重点的に各種の施策に取り組んでいます。

(1) 交通公害対策

自動車排出ガス測定局における二酸化窒素及び各測定局における自動車騒音レベルは、ともにほぼ横ばいの状況で推移しており、いずれも環境基準の達成が十分図られていません。このため、平成元年度に策定した「北九州市自動車公害対策基本計画」及び平成11年度に策定した「北九州市自動車公害対策第三次中期計画」に基づき諸施策を推進しています。

また、平成14年2月には行政機関が中心となって組織した従来の「北九州市自動車公害対策連絡会議」を発展的に解消し、新たに市民や民間事業者も委員に含めて、「北九州市自動車公害対策推進協議会」を設置し、自動車公害対策を総合的に推進していく体制を整えました。

また、山陽新幹線沿線の騒音・振動公害は、近年の列車本数の増加や「のぞみ」のスピードアップにもかかわらず、西日本旅客鉄道株式会社によって、軌道・架線の改良等効果的な諸施策が行われたため、環境基準の達成状況は、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、より一層の環境基準達成のため、引き続き軌道・架線改良等の発生源対策を重点的に講じるよう西日本旅客鉄道株式会社に強く働きかけていきます。

(2) 洞海湾の全窒素に係る水質汚濁対策

洞海湾湾岸では、製鉄、化学工場などの数多くの工場、事業場が立地していて、湾奥部での全窒素濃度は依然として高い状況にあります。今後は産業排水対策、生活排水対策、住民への教育・啓発活動、さらに調査や研究を推進します。